

## 静岡県告示第31号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和7年1月21日

静岡県知事 鈴木康友

### 1 区域の名称

下多賀大縄 急傾斜地崩壊危険区域

### 2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から4号までを順次結んだ線及び標柱1号と4号を結んだ線に囲まれた区域				
熱海市		下多賀	夕家町	389-1 1号
				392-1 2号
				392-1 3号
				389-3 4号